

「四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」
(市残土条例)の一部改正について(案)

環境経済部環境政策課

1 改正理由

四街道市暴力団排除条例が平成24年4月1日に施行され、市民の平穏な生活及び事業活動の健全な発展を目的に、暴力団の排除を推進している中、土砂等の埋立事業においても、暴力団を排除するため、市残土条例に基づく許可に当たって、暴力団員等を欠格要件に含めるなど、市残土条例の規制強化を行う。

2 改正内容

(1) 条例第11条(許可の基準)第1項第1号に規定する許可申請者の欠格要件に、次の者を追加する。

- ア 四街道市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等
- イ 未成年者で、その法定代理人(法人の場合はその役員を含む。)が暴力団員等の欠格要件に該当するもの
- ウ 法人で、その役員・使用人が暴力団員等の欠格要件に該当するもの
- エ 個人で、その使用人が暴力団員等の欠格要件に該当するもの
- オ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(2) 条例第23条(許可の取消し等)第1項に規定する取消し事由に、許可を受けた者(未成年者はその法定代理人、法人はその役員・使用人、個人はその使用人を含む。)が暴力団員等、暴力団員等がその事業活動を支配する者に該当するに至ったときを追加する。

(参考)

四街道市暴力団排除条例(平成24年四街道市条例第2号)(抜粋)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力団 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- 二 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- 三 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

3 施行日(予定)

平成25年4月1日